

情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

令和7年度

和歌山市

総務局総務部総務課

目 次

1 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
2 情報公開制度の運用状況	
1 公文書開示請求等の処理状況	8
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	9
3 部分開示、不開示の理由別内訳	10
4 請求者の内訳	10
5 審査請求の処理状況	11
3 情報提供の状況	
1 資料コーナーの設置	12
2 資料コーナーの利用状況	12
3 主な配架資料	15
4 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	16
2 個人情報保護制度の概要	16
3 個人情報保護制度の経緯	20
5 個人情報保護制度の運用状況	
1 個人情報ファイル簿の総数	23
2 個人情報開示請求等の処理状況	24
3 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	25
4 部分開示、不開示の理由別内訳	26
5 審査請求の処理状況	27
6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	28
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	29
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	32
7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	33
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	33

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申（第97号）	34
（第98号）	42
（第99号）	48
（第100号）	55
（第101号）	65

1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとするのが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

(2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

(3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

(4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日以前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき上述した60日以内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手續

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手續については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市情報公開条例の運用状況について公表します。

3 情報公開制度の経緯

年	月	日	検 討 事 項
平成	2年	3月 1日	○文書管理研究会設置 ・各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成	4年	4月 ～5月	○先進都市調査実施 ・総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成	4年	6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成	4年	12月25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） ・委員／学識経験者15名
平成	5年	12月21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成	6年	7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成	7年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成	10年	4月 1日	○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額(告示)
平成	11年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設
平成	11年	10月 6日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正

平成11年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○交際費関係書類の公開を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成12年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート <ul style="list-style-type: none"> 制度を実施した法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌浦湾水産公社 ・財団法人和歌山市文化体育振興事業団 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・財団法人和歌山市福祉公社 ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成12年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市議会が実施機関に加わる。
平成12年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成13年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公文書の公開義務を明記 ・公開請求書の補正手続を明記 ・公文書の本人開示に関する規定を削除 ・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除
平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成17年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記 ・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設 ・公文書の適正管理規定を明記

		○和歌山市手数料条例一部改正 ・公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備
平成18年	4月17日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正） 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成19年	6月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正） 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・和歌山市清掃株式会社
平成23年	4月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（公益財団法人への移行に伴う規則改正） ・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成27年	1月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加
平成28年	4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正
令和2年	4月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○市政情報課資料コーナー運営要綱一部改正 ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加
令和8年	4月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・アナログ規制の見直しに伴い、電磁的記録の写しの交付の方法について、フレキシブルディスクカートリッジに係る規定を削除 |
|--|--|

2 情報公開制度の運用状況

1 公文書開示請求等の処理状況

令和7年度の請求件数（申出を含む。）は110件でした。

開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)					
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	処理中
開 示 請 求	R7年度	85	13	53 (1)	13	2	2	3
	R6年度	78	20	49 (2)	2	1 (1)	8	1
	R5年度	79	19	39 (6)	24	—	1	3 (1)
	R4年度	78	17	48	4	—	3	7 (1)
	R3年度	243	80	107 (1)	50	1	5	1
開 示 申 出	R7年度	25	8	16	1	—	—	—
	R6年度	22	3	19 (2)	3 (2)	1	—	—
	R5年度	39	7	23	5	—	—	4
	R4年度	29	3	19	2	—	5	—
	R3年度	53	18	26	2	—	7	—

* 括弧の件数は、過年度に請求を受けたもので内数です。

2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		R7年度
市 長	市 長 公 室	2
	総 務 局	8
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	3
	市 民 環 境 局	11
	健 康 局	7
	福 祉 局	6
	産 業 交 流 局	4
	都 市 建 設 局	50
	出 納 室	—
	小 計	91
教 育 委 員 会		14
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		—
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		—
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		3
消 防 長		2
議 会		—
合 計		110

3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 7年度	R 6年度	R 5年度	R 4年度	R 3年度
第 7 条 区 分	(1) 個人情報	58	50	47	56	89
	(2) 法人等事業活動情報	31	28	28	40	52
	(3) 意思形成過程情報	3	2	3	3	16
	(4) 事務事業執行情報	8	9	4	11	28
	(5) 公共の安全等に関する情報	5	6	14	3	29
	(6) 法令秘情報	—	—	—	3	6
文書不存在		24	12	35	13	56
条例の適用除外		2	1	2	—	1
存否応答拒否		1	—	4	—	1
その他		—	—	—	—	—

* 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

* 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで条例第7条の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上しています。

* 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。

* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	R 7年度	R 6年度	R 5年度	R 4年度	R 3年度
市内に住所を有する者	62	53	66	46	215
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	21	17	10	30	28
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	—	6	3	2	—
市内に存する学校に在学する者	—	1	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	2	1	—	—	—

5 審査請求の処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 審査請求の処理状況（件数）

		R 7年度	R 6年度	R 5年度	R 4年度	R 3年度
審査請求		1	4	1	2	31
処 理 状 況	棄 却	3	15	15	1	6
	認 容	—	1	—	1	6
	一部認容	—	1	2	1	2
	却 下	—	—	—	—	4
	取 下 げ	2	—	—	—	18
	処 理 中	—	4	17	33	34

* 処理中は各年度末における件数です。

※ 各件数は開示請求を基準とした審査請求件数です。

3 情報提供の状況

1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付及び販売を行っており、多くの市民に利用されています。

2 資料コーナーの利用状況

令和7年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一 般	情報提供申出に係る写しの交付	1, 7 6 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白黒 1,956 面 ・ カラー 1,635 面 ・ 光ディスク 149 枚
	閱 覧	1 9 6	
	行政資料の写しの交付	3 8	
	刊行物の販売	1 3 3	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	—	
	和歌山市公報の販売	—	
小 計		2, 1 2 9	
職 員	閱 覧	—	/
	資料の貸出	2	
	小 計	2	
合 計		2, 1 3 1	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売数	金額
令和7年2月 定例会議案、予算説明書	3,590円	1	3,590円
令和7年2月 定例会議案、予算説明書 その2	490円	1	490円
令和7年2月 定例会議案、予算説明書 その3	240円	1	240円
令和7年2月 定例会議案 その4	20円	1	20円
令和7年2月 定例会議案 その5	1,220円	1	1,220円
令和7年2月 定例会議案 その6	20円	1	20円
令和7年2月 定例会議案 その7	20円	1	20円
令和7年2月 定例会議案、予算説明書 その8	220円	1	220円
令和7年2月 定例会議案 その9	30円	1	30円
令和7年2月 定例会議案 予算説明書	6,220円	1	6,220円
令和7年度 予算内示資料	570円	2	1,140円
令和7年2月 定例会議案 施政方針	260円	1	260円
令和7年6月 定例会議案、予算説明書	1,420円	2	2,840円
令和7年6月 定例会議案、予算説明書 その2	130円	2	260円
令和7年6月 定例会議案 その3	70円	2	140円
令和7年6月 定例会議案 その4	30円	2	60円
令和7年6月 定例会議案 その5	30円	2	60円
令和7年6月 定例会議案 その6	80円	2	160円
法人の経営状況を説明する書類について	380円	2	760円
令和7年9月 定例会議案、予算説明書	900円	1	900円
令和7年9月 定例会議案 その2	60円	1	60円
令和7年9月 定例会議案 その3	70円	1	70円
令和7年9月 定例会議案、予算説明書 その4	230円	1	230円
令和7年9月 定例会議案 その5	70円	1	70円
令和7年12月 定例会議案、予算説明書	1,090円	1	1,090円
令和7年12月 定例会議案、予算説明書 その2	1,170円	1	1,170円
令和7年12月 定例会議案 その3	60円	1	60円
令和7年12月 定例会議案、予算説明書 その4	230円	1	230円
令和7年12月 定例会議案 その5	70円	1	70円
令和6年度一般会計・特別会計決算報告書	2,490円	1	2,490円
令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書	40円	1	40円
令和8年2月 定例会議案、予算説明書	3,630円	1	3,630円
令和8年2月 定例会議案、予算説明書 その2	560円	1	560円
令和8年2月 定例会議案、予算説明書 その3	300円	1	300円
令和8年2月 定例会議案 その4	40円	1	40円
令和8年2月 定例会議案 その5	750円	1	750円
令和8年2月 定例会議案、予算説明書 その6	270円	1	270円

有償刊行物の名称	販売単価	販売数	金額
令和8年2月 定例市議会予算説明書	6,220円	1	6,220円
令和8年2月 定例市議会施政方針	170円	1	170円
令和8年度 予算内示資料	510円	4	2,040円
令和6年2月 定例市議会予算説明書	6,110円	1	6,110円
令和6年度 和歌山市歳入歳出決算書	4,620円	1	4,620円
令和6年版 統計資料	300円	5	1,500円
わかやまし産業ファイル 令和7年度	350円	1	350円
わかやまし産業ファイル 令和6年度	350円	2	700円
都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針	3,780円	1	3,780円
令和5年度 清掃事業概要	670円	1	670円
2020年版 和歌山市市勢要覧	1,910円	1	1,910円
令和7年度版 職員録	1,700円	93	158,100円
一般廃棄物管理票 1箱(1000枚入)	5,000円	44	220,000円
一般廃棄物管理票 1枚	5円	20	100円
	合計	221	436,050円

3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区 分		資 料 名 等
市長公室	企画政策部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま ・和歌山市長期総合計画 ・統計資料 など
総務局	総務部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・個人情報ファイル簿 など
危機管理局	危機管理部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・防災マップ など
財政局	財政部	・定例市議会議案 ・予算説明書 など
	税務部	・市税概要 ・市税のしおり など
市民環境局	市民部	・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策推進行動計画 など
	環境部	・和歌山市環境基本計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健康局	保険医療部	・介護保険事業計画
	健康推進部	・和歌山市地域保健医療計画 ・保健所年報 ・衛生研究所報 など
福祉局	社会福祉部	・和歌山市障害者福祉計画及び和歌山市障害児福祉計画 ・和歌山市高齢者福祉計画 ・和歌山市地域福祉計画 など
	こども未来部	・和歌山市こども計画 ・和歌山市父子手帳 など
産業交流局	産業部	・わかやまし産業ファイル など
	観光国際部	・史跡和歌山城 など
	文化スポーツ部	・和歌山市史 ・和歌山市の文化財 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
都市建設局	建設総務部	・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧 など
	建築住宅部	・和歌山市営住宅長寿命化計画 など
	都市計画部	・和歌山市都市計画マスタープラン ・建築行政年報 ・和歌山市景観計画 など
出納室		・和歌山市歳入歳出決算書
教育委員会	教育学習部	・和歌山市の教育 ・和歌山市教育振興基本計画 ・図書館要覧 など
	学校教育部	・学校便覧 ・教科用図書採択公開資料 など
選挙管理委員会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など
人事委員会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告及び勧告 など
監査委員		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書 など
公営企業管理者 (企業局)	経営管理部	・公営企業会計予算参考書 ・公営企業会計決算書 など
	水道工務部	・水質年報 など
消防局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 など
議 会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 など

4 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、本人の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

本市では平成13年4月以降、「和歌山市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）」に基づく制度でしたが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が改正されたことに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から新たな法制度による全国的な共通ルールのもとで運用されることとなりました。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護法に基づく個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長

※議会については、個人情報保護法の対象外となるため、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき個人情報保護制度を実施しています。

(2) 個人情報の範囲

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日、その他の記述などにより、その情報の本人が誰であるかを特定できるもの。

(3) 保有個人情報の範囲

職員が職務上作成・取得し、職員が組織的に利用するものとして保有する、公文書に記録されているもの。

(4) 個人情報の保有・取得に関するルール

ア 法令（条例を含む。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。

イ 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。

ウ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。

エ 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、原則として本人に利用目的をあらかじめ明示する。

オ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

カ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。

キ 苦情等に適切かつ迅速に対応する。

(5) 保有個人情報の保管・管理に関するルール

- ア 過去又は現在の事実と合致するように努める。
- イ 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- ウ 従業者及び委託先にも安全管理を徹底する。
- エ 個人情報保護委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、個人情報保護委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。
- オ 本市においては、和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守する。

(6) 保有個人情報の利用・提供に関するルール

- ア 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。（法令に基づく場合や利用又は提供することに相当の理由がある場合などを除く。）
- イ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

(7) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

- (ア) 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。
- (イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

- (ア) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (イ) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報
- (ウ) 法人等に関する情報
- (エ) 審議、検討等に関する情報
- (オ) 事務又は事業に関する情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を29日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき上述した29日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

カ 他の制度による開示の実施

実施機関は、他の法令（条例を含む。）の規定により保有個人情報が個人情報保護法に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、個人情報保護法の規定に関わらず、その保有個人情報については、その同一の方法による開示は行いません。

(8) 保有個人情報の訂正

ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令（条例を含む。）の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではありません。

(イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行なわれなければなりません。

イ 保有個人情報の訂正義務

保有個人情報の訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければなりません。

ウ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

(9) 保有個人情報の利用停止

ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が個人情報保護法の規定に違反して保有や利用、提供をされていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではありません。

(イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

(ウ) 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行なわれなければなりません。

イ 保有個人情報の利用停止義務

保有個人情報の利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなりません。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではありません。

ウ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(10) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(11) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(12) 個人情報ファイル※の公表等に関するルール

個人情報ファイル簿を作成・公表する。

※市の事務や事業を行うために、氏名や生年月日などの個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの、または、コンピュータ等を用いなくても氏名や生年月日などにより個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの

(13) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記される。
平成10年4月27日 ～5月29日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	○個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	○個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	○個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	○個人情報保護制度検討部会（第4回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	○個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	○個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について

平成12年	6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催 議題・個人情報の訂正（削除）請求について <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いの中止請求について ・手数料について ・救済制度について ・苦情の処理について ・審査会及び審議会について ・雑則的事項について ・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について ・罰則について ・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について
平成12年	6月30日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月1日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例施行 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成15年	4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成16年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成20年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関個人情報保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い、規定を整備）
平成25年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加

	<p>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加
<p>平成27年10月 5日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加
<p>平成28年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正
<p>令和 2年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市手数料条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加
<p>令和 5年 4月 1日</p>	<p>○個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴う制定・改廃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市個人情報保護条例廃止 ・和歌山市個人情報保護条例施行規則廃止 ・和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 ・和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則制定 ・和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例及び和歌山市手数料条例一部改正
<p>令和 8年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市手数料条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナログ規制の見直しに伴い、電磁的記録の写しの交付の方法について、フレキシブルディスクカートリッジに係る規定を削除

5 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿の総数

実施機関が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなっています。（本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルが対象）
令和7年度の公表状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報ファイル簿の公表状況

実施機関名		公表件数
市長	市長公室	12
	総務局	3
	危機管理局	6
	財政局	13
	市民環境局	24
	健康局	80
	福祉局	49
	産業交流局	16
	都市建設局	30
	出納室	1
	小計	234
教育委員会		27
選挙管理委員会		1
人事委員会		—
監査委員		—
農業委員会		9
固定資産評価審査委員会		—
公営企業業管理者 (企業業局)		5
消防長		11
合計		287

2 個人情報開示請求等の処理状況

令和7年度の開示請求件数は142件ありました。
開示請求に対する処理状況は、表2のとおりです。

表2 個人情報開示請求処理状況

区 分	請求件数	処 理 状 況 (件)					
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ	処理中
R7年度	142	40 (2)	79	13	—	1	11
R6年度	120	39	73	6	—	—	2
R5年度	90	26	59 (2)	6	—	1	—
R4年度	358	270	77	8	—	1	2
R3年度	333	245	83	5	—	—	—

* 括弧の件数は、過年度に請求を受けたもので内数です。

* 令和4年度以前は簡易開示請求件数を含みます。令和5年度からは簡易開示制度がなくなりました。

* 前年度請求のあった訂正請求1件は不訂正となっています。

3 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表3のとおりです。

表3 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		R 7年度
市 長	市 長 公 室	—
	総 務 局	4
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	3
	市 民 環 境 局	58
	健 康 局	31
	福 祉 局	33
	産 業 交 流 局	—
	都 市 建 設 局	7
	出 納 室	—
	小 計	136
教 育 委 員 会		1
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		1
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		—
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		—
消 防 長		4
合 計		142

4 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表4-1のとおりです。なお、令和4年度までにおける個人情報保護条例に基づく不開示の理由は、表4-2のとおりです。

表4-1 個人情報保護法の規定による部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 7 年度	R 6 年度	R 5 年度	—	—
第 78 条 第 1 項 区 分	(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	1	—	—		
	(2) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報	7 1	6 4	4 4		
	(3) 法人等に関する情報	4 0	4 5	3 3		
	(6) 審議、検討等に関する情報	—	—	—		
	(7) 事務又は事業に関する情報	1 4	1 7	1 2		
文書不存在		2 2	1 6	8		
法の適用除外		—	—	—		
存否応答拒否		2	1	1		
その他		2	—	—		

- * 第78条第1項区分欄の括弧内の数字は、法第78条第1項の号番号を示しています。
- * 実施機関においては第78条第1項第4号及び第5号を適用し不開示にすることはないため表中に記載していません。
- * 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで法第78条第1項の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上していません。
- * 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。
- * 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

表4-2 個人情報保護条例の規定による部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		—	—	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度
第 15 条 区 分	(1)法令秘情報			—	—	1
	(2)医療情報			—	1	1
	(3)未成年者情報			—	—	1
	(4)第三者情報			2	6 6	6 4
	(5)法人等事業活動情報			1	3 1	3 5
	(6)公共の安全等情報			—	1 3	1 0
	(7)意思形成過程情報			—	—	1
	(8)事務事業執行情報			—	5	6
文書不存在				—	1 4	1 1
条例の適用除外				—	—	—
存否応答拒否				—	—	—
その他				—	—	—

* 第15条区分欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。

* 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで条例第15条の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上しています。

* 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。

* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

5 審査請求の処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 審査請求の処理状況（件数）

		R 7 年度	R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度
審 査 請 求		1	1	2	—	3
処 理 状 況	棄 却	1	2	—	—	2
	認 容	—	-	—	1	1
	一 部 認 容	—	—	1	—	—
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	処 理 中	1	1	2	1	2

* 処理中は各年度末における件数です。

* 各件数は開示請求を基準とした審査請求件数です。

6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

令和7年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第86回	令和7年5月19日（月）	諮問第119号についての審議 諮問第120号についての審議
第87回	令和7年7月14日（月）	諮問第119号についての審議 諮問第120号についての審議 諮問第121号についての審議
第88回	令和7年9月1日（月）	諮問第121号についての審議 諮問第122号についての審議
第89回	令和7年11月13日（木）	諮問第121号についての審議 諮問第122号についての審議 諮問第123号についての審議
第90回	令和8年1月19日（月）	諮問第122号についての審議 諮問第123号についての審議
第91回	令和8年3月18日（水）	諮問第123号についての審議

2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

(諮問第119号)

開示請求に係る公文書の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 平成30年4月16日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 平成30年5月11日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 平成30年8月1日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 平成30年9月13日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 平成31年2月8日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 令和2年7月14日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 令和2年10月7日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 令和2年10月8日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 令和3年3月5日 ・差別事件（問題）報告書（第1報）受理年月日 令和4年5月6日 ・■■小学校 賤称語を使った問題発言について 発生日 平成30年9月11日 ・■■中学校 賤称語を使った問題発言について 発生日 令和元年9月6日 ・■■小学校 ■■■■■児童による差別発言について 発生日 令和元年9月17日 ・■■中学校■■■■生徒による問題発言について 発生日 令和2年7月13日 ・中学校生徒による問題発言について 発生日 令和2年11月17日 ・小学校長の問題発言について 発生日 令和3年1月28日 ・■■■■■■■■中学校■■生徒による問題発言について 発生日 令和4年12月5日 ・■■中学校■■生徒による問題発言について 発生日 令和4年12月20日 ・和歌山県に届いた差別的投書 発生日 令和5年5月6日 ・■■中 ■■■■■生徒A の問題発言があった 発生日 令和5年10月5日
実施機関	市長（人権同和施策課）
開示請求年月日	令和6年3月11日
決定年月日	令和6年4月10日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和6年7月1日
諮問年月日	令和6年11月15日
答申年月日	令和7年7月16日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第120号)

開示請求に係る公文書の件名	整理番号90に対する不足の追加開示。試験掘りの目的、月日、業者名、費用、試験掘りの結果の科学的根拠及びその見地の発表者。試験掘り結果の運用の仕方、他関する全て
実施機関	市長（道路管理課）
開示請求年月日	令和6年2月9日
決定年月日	令和6年2月21日
決定の内容	部分開示
不開示理由	対象公文書を取得、作成しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和6年4月2日
諮問年月日	令和7年1月30日
答申年月日	令和7年7月16日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第121号)

開示請求に係る公文書の件名	2020年1月から2024年12月までの期間における、和歌山市における死亡者数の統計および関連情報についての以下の項目ごとのデータ ・新型コロナワクチン接種後の死亡者数（全体の総数） ・ロット番号ごとの死亡者数 ・接種日と死亡日の関係（接種後何日で死亡したか）
実施機関	市長（保健対策課）
開示請求年月日	令和7年2月19日
決定年月日	令和7年3月4日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象公文書を作成しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和7年4月13日
諮問年月日	令和7年7月1日
答申年月日	令和7年11月18日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第122号)

開示請求に係る 保有個人情報の 件名	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者が特定年月日に人事相談を行ったハラスメント調査に関連する対応記録（特定年月日対応分まで） ・開示請求者が特定年月日に人事相談を行ったハラスメント調査に関連する対応記録（特定年月日対応分まで） ・特定年月日から特定年月日までの私の健康相談後の産業医から人事課への意見書など連携資料一式 ・私からのハラスメント被害者本人からの正式な人事相談・調査依頼件数及び履歴（匿名でけっこうです） ・開示請求者の人事評価に関し、人事課に提出された能力評価表、業績評価表及び行動観察記録（令和6年10月22日付け和人号外通知分） ・市長報告資料（特定年月日時分市長報告分）
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和7年1月24日
決定年月日	令和7年2月21日
決定の内容	部分開示
不開示理由	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報及び事務事業執行情報が含まれているため。 ・存在しているか否かを答えることは、不開示情報を開示することとなるため。 ・対象公文書を取得、作成しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和7年3月3日
諮問年月日	令和7年7月31日
答申年月日	令和8年1月21日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第123号)

訂正請求に係る 開示決定に基づ き開示を受けた 保有個人情報の 件名	特定年月日及び特定年月日までに人事相談を行ったハラスメント調査に関連する対応記録のうち、特定年月日時分から特定時分まで公正職務専門主幹室で行われた「（審査請求人）から聞き取り」
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和7年1月24日
決定年月日	令和7年2月21日
訂正請求年月日	令和7年3月26日
決定年月日	令和7年4月24日
決定の内容	不訂正
不訂正理由	事実には誤りがあるとは認められないため。
審査請求年月日	令和7年4月26日
諮問年月日	令和7年9月2日
答申年月日	令和8年3月23日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿 (令和8年3月31日時点)

	氏 名	職 名 等
会 長	谷口 拓	弁護士
職務代理	上岡 勇介	弁護士
委 員	加藤 康夫	和歌山県労働者福祉協議会専務理事
委 員	田又 俊男	人権擁護委員
委 員	村上 凡子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

※会長及び職務代理以外の委員の氏名は、五十音順で記載しています。

7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ調査審議し、また特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べることもできます。

令和7年度は情報公開・個人情報保護審議会の開催がありませんでした。

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(令和8年3月31日時点)

	氏名	職名等
委員	尾野 大樹	弁護士
委員	大山 輝光	和歌山信愛大学 副学長
委員	小泉 真一	弁護士
委員	庄禮 美宝	公募
委員	塚田 晃司	和歌山大学 システム工学部 教授
委員	藤本 章宏	和歌山大学 学術情報センター 講師
委員	山田 喜道	公募
委員	山本 龍一	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長

※ 令和8年3月31日時点で、会長及び職務代理は未選出です。

※ 氏名は、五十音順で記載しています。

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第119号に係る答申第97号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和6年3月11日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「和歌山市人権施策推進行動計画（案）で示された「就職や結婚等における差別や教育の問題」の記述に関して2018年～2023年度の6年間で和歌山市が把握している「就職や結婚等における差別や教育の問題（具体的な内容を含む）」の一切の資料」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和6年4月10日、実施機関は、別表に掲げる公文書を対象公文書として特定し、対象公文書の一部を条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和6年7月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年11月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示を求めた文書は、条例では開示すべきものであり、非開示は不当なものである。条例第7条は公文書の開示義務として「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と開示義務を行政に課している。また、同条第4号には、「実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事

業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と非開示の理由を明確にしているが、開示をもとめた資料は、個人情報の部分をのぞいて本来開示すべきものである。開示された文書は同条第7条第4号に該当するとして非開示とされている。不当であり、知る権利の侵害をするものである。

- (2) 条例第7条第4号は「実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」としてア～オ(略)の5点を挙げており、どれにも該当しない。同時に「適正な遂行に支障を及ぼす」としているが、資料は過去のものであり、支障を及ぼさない。過去の資料が「支障を及ぼす」とするのは「不正」があったことを自ら認めるもので、隠蔽といえる。知る権利の侵害であり、開示を求める。
- (3) 非開示にしている部分は、個人情報をのぞき、条例に基づきこれまで開示された箇所であり、知る権利の侵害をするものである。
- (4) 開示された「差別事件(問題)報告書(第1報) 受理年月日 平成30年8月1日」内で示された文書がないのは、隠蔽したと考えられる。「差別」事件の資料を「決裁後は不要との判断」とする弁明書の内容は、問題にするような「差別」でないことを自ら認めたものである。決裁が終わった文章に「事業の公正又は適切な遂行」への支障はあり得ない。私は決裁が終了した、条例第7条第4号に当たらない文書の開示を求めたものである。
- (5) 「平成31年2月25日相談における差別発言」は開示資料の中にないが、実施機関は把握できていないのか、それとも隠したのか。回答を求める。
- (6) 私は、和歌山市人権施策推進行動計画(案)で示された「就職や結婚等における差別や教育の問題」の記述に関して、そのような事実があるかどうかの開示を求めたところである。
- しかし、開示された表題だけの資料を読んでも「就職や結婚等における差別や教育の問題」、つまり差別があるから解消のため作成したとなっているが、この事実がなければ計画案は論理的に成り立たず、根拠がくずれたことになる。だからそれを隠すために非開示にしたと考えられる。
- (7) 最後に、あれこれと言いつけて、本来あるべき公文書を隠蔽することは、条例第1条で述べられている目的と真逆で、これでは市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深めることにならない。「公正で開かれた市政の実現に寄与する」と条例でしめしたことと非開示は真逆で、不信を増すばかりであり、知る権利を侵害したものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 差別事件（問題）の報告に係る関係者の氏名をはじめとする個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1号に該当する。
- (2) 人権相談や差別事件の通報は、その内容に関する秘密が厳守されるという信頼関係のもと成り立っているものであり、その内容を公にすることは、秘密を守るという信頼関係が損なわれるだけでなく、今後の相談や通報を躊躇させる可能性がある。またそれだけでなく市職員が行った報告を含め、その内容を公にすることにより、差別の拡散につながりかねない。

差別者に対して取り組んだ状況に関する情報については、当該事業における啓発活動においては差別者との対話が必要であり、一定の信頼関係が不可欠であることを踏まえると、公にすることでこうした活動に支障が生じるおそれがある。

事件等の関係者に対して取り組んだ状況に関する情報については、差別事件に関わる者や団体等に関する情報を公にされると知ること、今後、それらの者からの協力を得られなくなるおそれがある。

こうしたことから、事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当する。

なお、上記の理由のとおり、個人に関する情報も含むため、条例第7条第1号に該当するものを含む。

- (3) 不開示とした和歌山市が使用しているグループウェアのURLは、公にすることによりサイバー攻撃の対象となるおそれがあり、情報セキュリティの確保をする上で重要な情報であることから、条例第7条第5号に該当する。
- (4) 今回、審査請求人からの審査請求書では、不開示部分にどのような文言が入っているのかを示し、不開示理由について再度説明を求める内容が書面の大半を占めているが、不開示理由については上記（1）～（3）のとおりである。

審査請求人に対し過去に開示していた部分について、その後の判断により、不開示とした箇所も存在するが、条例の不開示情報に該当するか否かについては、開示請求があった際に、その都度、施策を取り巻く状況や事業の在り方等に照らし判断しているものであり、今回は（1）、（2）または（3）で示した理由から不開示としたものである。

また審査請求書にて指摘のあった「報告書内で示された文書の不存在」については、現在、当該書類が公文書として存在しない。調べたところ、指摘の書類は、平成30年10月25日起案、平成30年11月9日決裁施行の文書の参考資料として決裁起案時には決裁文書とともに存在したと思われるが、決裁後は不要との判断により簿冊にもつづられることがなかったと推察され、また同じく審査請求書で指摘のあった「平成31年2月25日相談における差別発言」に関する文書資料については、存在の有無を確認したが、該当する文書は存在しなかった。

(5) 以上のことから、本件処分に違法または不当な点は何ら存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うよう努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分に不開示情報に該当しない部分があり、また対象公文書の特定に不備があるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性及び対象公文書の特定の妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示すると規定している。

実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、差別事件（問題）の報告に係る関係者の氏名をはじめとする個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示すると規定している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、どういった差別事件（問題）が発生したのかといった相談又は通報に係る情報と、相談又は通報を受けて実施機関が差別者や関係者等に対し行った取組等が記載されていた。

人権相談や差別事件の通報は、その内容に関する秘密が厳守されるという信頼関係のもと成り立っているものであり、その内容を公にすることは、秘密を守るという

信頼関係が損なわれるだけでなく、今後の相談や通報を躊躇させる可能性があるとも認められる。また、その内容を公にすることにより、差別の拡散につながりかねないという実施機関の主張についても、その可能性を否定することができない。

差別者に対して取り組んだ状況に関する情報については、当該事業における啓発活動においては差別者との対話が必要であり、一定の信頼関係が不可欠であることを踏まえると、公にすることでこうした活動に支障が生じるおそれがあるという実施機関の主張を否定できない。

また、関係者に対して取り組んだ状況に関する情報については、差別事件に関わる者や団体等に関する情報を公にされると知ること、今後、それらのものからの協力を得られなくなるおそれがあることから、事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

(4) 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすると規定している。

不開示とされた和歌山市が使用しているグループウェアのURLは、公にすることによりサイバー攻撃の対象となるおそれがあり、情報セキュリティの確保をする上で重要な情報であることから、同条第5号に該当する。

(5) 対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、開示された「差別事件（問題）報告書（第1報） 受理年月日平成30年8月1日」内で示された文書がないのは、実施機関が隠蔽したと主張しているところ、実施機関は、当該文書は起案文書の参考資料として決裁起案時には決裁文書とともに存在したと思われるが、決裁後は不要との判断により簿冊にもつづられることがなかったと推察され、公文書として存在しないと主張している。

当該報告書を見分したところ、審査請求人が隠蔽されたと主張する文書を指して「別紙」や「別添」と記載された箇所はなく、当該報告書と一体のものではなかったことが確認できることから、実施機関の主張を否定することはできない。

また、「平成31年2月25日相談における差別発言」に関する文書資料について、実施機関において存在の有無を確認したところ、該当する文書は存在しなかったと主張しており、本審査会においてもこれを覆すに足りる証拠の存在や他に対象とすべき文書が存在すると推測させる特段の事情も認められない。

よって、本件事案における対象公文書の特定は妥当であると判断した。

(6) その他

審査請求人は、過去の開示決定における不開示部分との間に差異があることを理由として、本件不開示部分が不当であると主張している。しかしながら、当審査会としては本件処分を行った時点における不開示理由をもって実施機関が不開示とした

妥当性を調査審議するものであり、それを踏まえ上記のとおり判断したものである。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表（公文書の件名）

差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	平成30年4月16日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	平成30年5月11日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	平成30年8月1日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	平成30年9月13日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	平成31年2月8日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	令和2年7月14日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	令和2年10月7日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	令和2年10月8日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	令和3年3月5日
差別事件（問題）報告書（第1報）	受理年月日	令和4年5月6日
■■小学校 賤称語を使った問題発言について	発生日	平成30年9月11日
■■中学校 賤称語を使った問題発言について	発生日	令和元年9月6日
■■小学校 ■■■■■児童による差別発言について	発生日	令和元年9月17日
■■中学校■■■■生徒による問題発言について	発生日	令和2年7月13日
中学校生徒による問題発言について	発生日	令和2年11月17日
小学校長の問題発言について	発生日	令和3年1月28日
■■■■■■■■中学校■■生徒による問題発言について	発生日	令和4年12月5日
■■中学校■■生徒による問題発言について	発生日	令和4年12月20日
和歌山県に届いた差別的投書	発生日	令和5年5月6日
■■中 ■■■■■生徒A の問題発言があった	発生日	令和5年10月5日

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6年11月15日	諮問書の受理
令和 6年12月26日 (第84回審査会)	審 議
令和 7年 3月21日 (第85回審査会)	審 議
令和 7年 5月19日 (第86回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 7年 7月14日 (第87回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員（第84回～第85回審査会）

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士

(五十音順)

答申に関与した審査会委員（第86回～第87回審査会）

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	上岡 勇介	弁護士
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会 長	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
	村上 凡子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第120号に係る答申第98号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和6年2月9日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「整理番号90に対する不足の追加開示。試験掘りの目的、月日、業者名、費用、試験掘りの結果の科学的根拠、及びその見地の発表者。試験掘り結果の運用の仕方。他関する全ての開示」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和6年2月21日、実施機関は、「①試験掘り関係書類」として試験掘りを行った位置図及び写真を特定するとともに、「②整理番号90に対する不足の追加開示。試験掘りの目的、月日、費用、試験掘りの結果の科学的根拠、及びその見地の発表者。試験掘り結果の運用の仕方。他関するすべての開示」については、対象公文書を取得・作成していないため不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和6年4月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和7年1月30日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

すでに開示された地図、写真の事実があるのにも拘わらず、対象公文書の取得、不作成は不自然、恣意的である。和歌山市として特定企業に工事を依頼した目的、結果、他開示請求した全てを速やかに開示を求める。

令和6年2月21日に行った審査請求の弁明書発行に関し、再々の催促にも関わらず令和6年11月15日まで8ヶ月超も要し、その間遅れの理由、報告も未だ無い。

審査請求の動機は令和6年2月2日発行の和歌山市指令道管第565号公文書開示決定通知書の際に道路管理課より発行された市吹上20号線の試掘り写真と詳細な試掘り箇所地図の提出であり、その公文書に当たる工事の写真、工事の箇所を示す地図に基づき、関連する公文書を令和6年2月9日（整理番号102）令和6年3月4日（整理番号110）を請求する。

工事の写真、詳細箇所地図は公文書であり、和歌山市指令道管611号（令和6年2月21日）、662号（令和6年3月18日）の開示しない理由（対象公文書を取得、作成しておらず不存在のため）は虚偽に当たる。

その理由として令和4年3月1日に和歌山市道路管理課に於いて当時の課長と班長、当方吹上自治連合会会長、当該住民1名及び審査請求人との会合の席にて市吹上20号線の試掘り（今年度の予算が無く令和4年度の予算で行う。）と約束を交わす。

事実として令和4年7月21日に添付写真にある特定企業が工事を始めるが、試掘り箇所が課長の説明と違い、審査請求人が当該企業に抗議すると工事を中断、撤収する。

現場には道路管理課職員が立ち会っていたが無言、無関与で何の説明も無い。同月28日に課長が（今回の試掘りの工事は、立ち合った職員が独断で工事の依頼と実施を行ったと釈明し、改めて後日試掘り工事をやり直す。）と審査請求人に報告に来る。

一般常識の判断として市吹上20号線の試掘り工事を令和4年度に行ったのは確たる事実であり如何なる否定も出来ない事項であり、公文書開示決定通知書 和歌山市指令道管第357号に依る開示しない理由（令和4年度に特定企業に発注した工事は有りません。）は虚偽であり、又別の根拠として工事写真のホワイトボードには、はっきりと特定企業名の文字が読み取れる。

まとめとして我々市民は納税義務を負い、義務を果たし、平等に行政サービスを受け迅速で正確な説明、告知を受け、行政に対して真実の追求、要求する権利を有し、権利を行使出来る。市吹上20号線の試掘り工事の発注先、目的、結果、関わった公金の使途の開示を求める権利を行使し、速やかに真摯で正確な虚偽りの無い公文書の開示を強く求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

開示した公文書以外に公文書は作成していないことから部分開示としたものであり、本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図る

とともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、試験掘り関係書類として試験掘りを行った位置図及び写真を特定し、それ以外の対象公文書は不存在であるとして本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、対象公文書の不存在は不自然、恣意的であるとして、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分について妥当としていることから、以下、対象公文書の存否について検討する。

(2) 対象公文書の存否について

ア 審査請求人の求める市吹上20号線の試験掘り工事の発注先、目的、結果、関わった公金の用途等、本件開示請求の対象となる公文書の存否をはじめ、本件処分に関して当審査会は実施機関に説明を求めたところ、おおむね次のとおり説明があった。

(ア) 試験掘りの経緯として、雨が降った際の浸水解消の地元要望の中で、現状の片勾配を両勾配とする要望があった。両勾配にするために道路高を下げる必要があるが、そのことで擁壁に支障がでないかということで試験掘りを行う必要があった。

(イ) 当該試験掘りは、事業者の地元協力として行っていただいたものであり、契約書や覚書に基づいたものではない。よって、支出に関する公文書もなく、開示した公文書以外の公文書は存在しない。

(ウ) 本件の事業者は地元に関わりのある事業者である。

(エ) 本件以外にも事業者の判断で、地域貢献も兼ねて協力を行うこともある。

(オ) 本件試験掘りに必要な資材は市で用意した。

イ 以下、実施機関の説明も踏まえ検討する。

審査請求人は、すでに開示された地図、写真の事実があるのにも関わらず、試験掘りの発注先、目的、結果、関わった公金の用途等が不存在であることが虚偽であると主張する。

実施機関が本件試験掘りに当たり、特定企業との間で契約書を作成している場合、当該契約書に加え、支出に関する公文書、試験掘りの結果に関する報告書等が存在するものであることが推察される。しかしながら、試験掘りの事実は否定せず行われた上記の実施機関の説明を踏まえると、契約書や覚書を作成していないと

いう実施機関の主張を覆すに足る事情は認められず、実施機関の説明を是認するほかない。したがって、開示請求に係る対象公文書として開示をした公文書以外に保有しているとは認められない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7年 1月30日	諮問書の受理
令和 7年 3月21日 (第85回審査会)	審 議
令和 7年 5月19日 (第86回審査会)	審 議 実施機関への聞取り
令和 7年 7月14日 (第87回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員 (第85回審査会)

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士

(五十音順)

答申に関与した審査会委員 (第86回から第87回審査会まで)

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	上岡 勇介	弁護士
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会 長	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
	村上 凡子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第121号に係る答申第99号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和7年2月16日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し開示請求を行った。開示請求書には請求する公文書の件名又は内容として別紙中1のとおり記載されていた。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求後の電話でのやりとりにより、開示請求する公文書の件名又は内容のうち一部の情報が不要になったとして、別紙中2記載の件名又は内容について請求されたものであるとした。その後、それら対象となる公文書は作成していないため不存在であるとし、令和7年3月4日付けで本件処分を行った。

3 審査請求

令和7年4月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和7年7月1日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書により、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 和歌山市には当該情報の照合が可能な公的情報が既に存在する

和歌山市は住民基本台帳、死亡届、並びにVRS（新型コロナウイルスワクチン接種記録システム）を通じて接種履歴のデータを保有しており、それらの情報を突合・照合することは技術的に可能である。接種履歴と死亡日時の照合は、感染症対策・副反応検証という公的責務を果たす上で必須である。

イ 千葉県松戸市では類似情報が開示されている実例がある

千葉県松戸市が提供した情報により、ロット番号ごとのワクチン接種後死亡者

数について有志により情報が纏められており個人情報に配慮した統計形式での情報提供は可能であることが実証済みである。

ウ 「文書不存在」としながら情報提供すら拒否した対応は悪質である

和歌山市は、当初「文書としての作成はないが、情報提供としてなら対応可能」との説明を示していたにもかかわらず、最終的にその情報提供すら拒否した。これは情報公開制度の趣旨に反し、市民の知る権利を否定するものである。

エ 高い公益性と市民の正当な関心がある情報である

これらの情報は、公衆衛生、特にワクチン政策の効果検証や副反応リスクの分析に直結する極めて重要な情報である。開示の公益性は非常に高く、非開示は不当である。

(2) 反論書における主張

ア 照合による情報作成の技術的可能性

弁明書にて「住民基本台帳・死亡届・VRSの照合統合は失当」とされたが、これらはすべて市が日常的に管理しており、合理的・技術的に照合可能であるため、請求内容に応じた統計的集計は十分実現可能である。

イ 厚生労働省の把握放棄を起点とする問題意識

厚生労働省に対して「ワクチン接種歴別・年齢別・死亡者数」等を請求したところ、「VRSは厚労省で管理しておらず、接種後死亡も把握されていない」との回答があった。これは行政が国民への説明責任を果たしていないことを示す重大事実であり、地方自治体も可能な範囲で検証責任を負うべきである。

ウ 法的根拠および判例の引用

名古屋高裁平成24年10月26日(行コ第1号)判決「行政機関が保有する複数の記録媒体に記録された情報を・・・通常の業務の延長上で照合・加工して作成することが、技術的に可能かつ合理的な範囲内で行える場合には、当該情報は『存在しない』とはいえず、公文書として開示義務を負う。」

また、以下の判例も本件と同様の論点について、開示義務を認めている。

- ・東京地裁平成24年3月29日判決(平成23年(行ウ)第663号)
- ・東京高裁平成17年9月28日判決
- ・大阪地裁平成25年9月19日判決

これらに共通する判断枠組みは、行政機関が保有する複数の情報を照合・統合することが、通常業務の範囲内で合理的に可能な場合には、「不存在」とすることは違法である、というものである。

エ ワクチン政策と情報開示に関する見解

仮に新型コロナワクチンが有効であるならば、その効果を立証するためにこそ、接種歴別の死亡率や重症化率などの情報は積極的に開示されるべきである。それにより接種の社会的意義や信頼性が高まり、接種率の向上にも寄与するはずであ

る。

ところが、現実にはそのような情報は開示されず、むしろ開示請求を行う者に対して、法令を誤って解釈したうえで不開示決定を下し、さらには電話でのやり取りにおいて一度は「情報提供を行う」と明言しながら、後日になって「開示は不要となった」と述べるなど、誠意を欠いた対応がなされた。

これは行政としてあるまじき対応であり、開示制度の趣旨に反するのみならず、市民の知る権利および公衆衛生政策への信頼を著しく損なうものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、弁明書により、おおむね次のとおりである。

審査請求人は新型コロナワクチンの接種後死亡者数、ロット番号ごとの死亡者数及び接種日から死亡日までの日数を開示すべきであると主張している。しかし、新型コロナワクチン接種状況について処分庁が保有するワクチン接種記録システム情報を含む予防接種台帳には、新型コロナワクチン接種後の死亡に関する情報は記載されておらず、また請求人の求める情報を取りまとめた公文書を作成していない。

審査請求人は、処分庁が保有する他の情報と組み合わせることにより、審査請求人の求める情報を作成することは技術的に可能であると主張するが、条例第5条に基づく公文書の開示請求の対象は、処分庁が作成又は取得し、現に保有しているものをいうべきであって、処分庁に文書の作成義務を課しているものではない。

したがって、和歌山市が保有する住民基本台帳、死亡届及びワクチン接種記録システムの情報を突合・照合することを求める審査請求人の主張は失当である。

なお、審査請求人は処分庁が情報提供を拒否したと主張するが、処分庁は文書の作成義務がない中でも、個人が特定できない範囲でできうる限り情報提供に努めようとしたところ、その情報は審査請求人が求める情報ではないとして情報提供について申出がなされていないだけである。いずれにせよ、本件開示請求の内容に係る公文書は作成しなければ存在しないものであることから、本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関が対象公文書を作成していないため不存在であるとして本件処分を行ったことに対し、審査請求人が本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は本件処分について妥当としていることから、以下、対象公文書の存否について検討する。

(2) 予防接種の記録について

市町村長又は都道府県知事は、予防接種法第9条の3の規定により、予防接種に関する記録を作成し、保存しなければならないとされている。また、予防接種法施行規則第3条において記録しなければならない項目が定められ、当該記録について予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないことが規定されている。

(3) 対象公文書の存否について

予防接種法に基づく予防接種に関する記録を作成し、保存する目的は、市町村長又は都道府県知事が予防接種を円滑かつ効果的に行うためであり、また、予防接種法施行規則において記載しなければならない項目の中に死亡日は含まれない。これらのことを踏まえると、実施機関が保有するワクチン接種記録システム情報を含む予防接種台帳には、新型コロナワクチン接種後の死亡に関する情報は記載されていないという実施機関の主張に、不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当と判断した。

(4) その他

審査請求人は、公益性があることを理由として、実施機関が現在作成していない統計データの作成についての必要性を主張しているが、法令等により作成を義務付けられている公文書は格別、こういった公文書を作成するかは行政の裁量に委ねられており、今後における公文書作成の必要性については、当審査会における審査になじまないことから判断しない。

なお、当審査会は、審査請求人が主張に用いた判決の全文を確認しなければ、本件審査請求における調査審議においても同類の事案に相当するかを判断できないため、審査請求人に対し反論書記載の引用判例の判決全文写しの提出を求めたが、審査請求人からの提出はなかったことから、当該主張について当審査会は本件における判断の基礎として採用できない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7年 7月 1日	諮問書の受理
令和 7年 7月14日 (第87回審査会)	審 議
令和 7年 9月 1日 (第88回審査会)	審 議
令和 7年11月13日 (第89回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	上岡 勇介	弁護士
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会 長	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	人権擁護委員
	村上 凡子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

1 開示請求書に記載された請求する公文書の件名又は内容

2020年1月から2024年12月までの期間における、和歌山市における死亡者数の統計および関連情報について、以下の項目ごとのデータを開示してください。

- ・和歌山市で届け出のあった総死亡者数（月別・年別）
- ・死亡者の年齢層（10歳刻み）、性別
- ・死亡月
- ・死因の内訳（可能な範囲で、心血管系疾患、呼吸器疾患、感染症、その他）
- ・新型コロナワクチン接種後の死亡者数（全体の総数）
- ・ロット番号ごとの死亡者数
- ・接種日と死亡日の関係（接種後何日目で死亡したか）
- ・死亡者の年齢層（10歳刻み）、性別、基礎疾患の有無（可能な範囲で）

2 開示請求後の電話でのやりとりにより請求するものとされたもの

- ・新型コロナウイルスワクチン接種後の死亡者数（全体の総数）
- ・ロット番号ごとの死亡者数
- ・接種日と死亡日の関係（接種後何日目に死亡したか）

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第122号に係る答申第100号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和7年1月24日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、別表中開示請求内容に記載する保有個人情報の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和7年2月21日、実施機関は、別表中決定内容のとおり本件処分を行った。

3 審査請求

令和7年3月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和7年7月31日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書により、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- (1) 請求項目5に記載の提出日時並びに請求項目6に記載の鑑文及び市長報告日時について開示がなく、不開示の理由も示されていない。
- (2) 請求項目4について私が開示依頼したのは、「正式な人事相談・調査依頼件数及び履歴」であり、特に件数については、統計データであって、個人情報にあたらなと感じるが、異なるか。

なお、開示請求書の本項目は、特定年月日調査総括報告別の「パワハラには当たらない」から「あなたのほうが突き上げていたという話があった」の部分で、補足のとおりに「結論から言うと、あなたへのパワーハラスメントはなかった。むしろ、あなたが加害者としてハラスメントしており、職場環境を悪化させていたが、どう思うか？」「誰が被害を訴えていると思うか？」と質問があったためである。

このことは、開示資料にも記載があるとおり、すでに公正職務専門主幹から口頭で保有個人情報の開示が私になされたが、事後の開示請求で「正式な人事相談・調査依頼件数及び履歴」ですら開示できない理由と、いただいている法第78条第1項2号に矛盾が生じる理由の2点を伺いたい。

2 反論書における主張

(1) 開示漏れがあったことに対する弁明書への反論について

法第33条2項に加え、和歌山市情報公開条例第1条及び第7条の原則は「開示しなければならない」とされており、除外条件が付加された条文である。「開示請求時に主要な理由を示した」とあるが、主要な理由を恣意的に選択したという弁明書の記載から、開示請求時は「遺漏であった」と言える。

なお、不開示の理由については、弁明書により、ようやく開示されたものと認めるが、和歌山市情報公開条例第1条の情報公開の趣旨を和歌山市には今一度理解していただきたい。

(2) 存否応答拒否したことに対する弁明書への反論について

ア 私からの加害を訴える「正式な人事相談・調査依頼件数及び履歴」の件数は統計データであると私は主張し、弁明書には「人事相談・調査依頼の対象を審査請求人本人からのハラスメントとして特定している以上、他の個人が特定されるおそれ」という推測はどういった根拠によるものか不明である。最後に付記する、法第2条に「個人情報」の定義があるが、私からの加害を訴える「正式な人事相談・調査依頼件数」には、個人の識別情報は存在しないと思う。

イ 件数のみから仮に、私からのハラスメント被害を正式に訴えている方が特定されるとして、正式にハラスメント被害が訴えられているのであれば、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第30条の2の指針に則り、加害者である私に対し、被害者自身が拒んでいない限り、迅速な事実確認が必要なので、調査により個人が特定される性質のものであるが、件数すら非開示にする必要があるのか。

ウ 「公正職務専門主幹が審査請求人に対し口頭で伝えた内容は、審査請求人が特定年月日に人事相談・調査依頼を行ったハラスメント調査をするなかで判明してきたこと」とあるが、私が依頼をしたのは私が被害者のハラスメント調査であり、特定年月日は人事課職員相談員2名に話ただけで、公正職務専門主幹からの私へ直接ヒアリングはなかった。

調査のなかで判明する事実はあると思うが、実際どのような質問をして、被害者本人がハラスメントと正式に訴えたのか、明確にしていきたい。

私が被害を訴えたハラスメント事案には私の話を直接聞かず、加害者にはヒアリングをし、私が加害者とされるハラスメント事案には、私へのヒアリングなく、「あなたが職場環境を乱している」と断定するのは、公正とは言えないと思う。

エ 「特定年月日に、調査を有効ならしめるため、当該他個人から承諾いただいた上で、必要最小限の情報を伝えた」と記載があるが、承諾されているのであれば、同時に開示いただいている全面黒塗りの資料内の承諾いただいた箇所が開示されていない。許諾のある部分は、許諾があるので開示を求める。

オ 私から聴取したヒアリング内容に対し、他職員に開示する旨、事前に私の承諾なく開示されたが、他職員には事前の承諾を取るの公正ではないと思う。

審査会のみなさまには、弁明書記載の通り、公正職務専門主幹が、事前に個人情報開示許諾と詳細な開示範囲について、本当に同意書を得ているか、確認していただきたい。

ハラスメント被害を訴え調査依頼を行った私は、私の保有個人情報の利用と開示範囲をまったく知らされないまま、調査がなされていたことに、とても驚いている。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、弁明書により、おおむね次のとおりである。

1 特定評価者から提出された私の行動記録含む人事評価関連書類一式の提出日時について

人事評価関連書類は、審査請求人が求める保有個人情報として開示したものであるが、当該書類は、部長からではなく各局長から人事課に提出されるものである。

このことから、対象となる情報は保有しておらず、対象保有個人情報の開示を遺漏したのではない。

2 特定年月日調査総括報告より前に行ったとされる鑑文について

鑑文については、市長への報告事項と題した様式によるものを想定されていると推察されるが、人事案件に係る報告については、情報保持の観点から企画政策課職員等が同席しない形で、当該様式を用いた文書は作成せず市長への報告を行っており、対象となる情報は保有していないことから、対象保有個人情報の開示を遺漏したのではない。

3 特定年月日調査総括報告より前に行ったとされる市長報告日時について

市長への報告事項と題した様式では報告日時を記載することとなっていることから、同文書を作成している場合はそれを対象公文書として開示する必要があるが、上記2のとおり作成していない。また、当該様式を用いたもの以外にも日時を示したものは作成しておらず、当該対象保有個人情報の開示を遺漏したのではない。

なお、保有個人情報開示決定通知書の開示する保有個人情報欄において日時を示しているが、これは報告を行った職員の1人の個人メモを踏まえ回答したものであって、あくまで公文書として市長報告日時を保有しているものではない。

4 不開示とした理由について

開示決定時に主要な理由を示したものであって、審査請求において指摘される詳細な点は、上記1から3まで記載のとおりである。

5 私からのハラスメント被害者本人からの正式な人事相談・調査依頼件数及び履歴について

審査請求人は、当該件数については統計データであって、個人情報に該当しないと主張するが、人事相談・調査依頼の対象を審査請求人本人からのハラスメントとして特定している以上、他の個人が特定されるおそれがあり、単なる統計データにはなり得ず、法第78条第1項第2号に該当する。

その上で、公正職務専門主幹が審査請求人に対し口頭で伝えた内容は、審査請求人が特定年月日に人事相談を行ったハラスメント調査をする中で判明してきたことであり、特定年月日に、調査を有効ならしめるため、当該他の個人から承諾をいただいた上で、必要最小限の情報を伝えたものである。

あくまで承諾をいただいたことに関して伝えたものであり、人事相談・調査依頼件数及び履歴を開示することは、それ以外の個人情報の有無を開示することとなるため、法第78条第1項第2号に矛盾が生じるものではない。

このことから、開示請求の内容に係る情報が法第78条第1項第2号及び第7号の不開示情報に該当し、当該情報が存在している否かを答えるだけで当該情報を開示することとなるものであるから、法第81条に基づき存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

法の目的は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は本件開示請求に対し、対象保有個人情報の一部についてその存否を明らかにせざる拒否し、また一部について不存在のため不開示とし、その他の対象保有個人情報については不開示情報があるため一部を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示の理由が示されていないこと及び存否を明らかにせず拒否されたことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、本件処分における不開示理由の提示及び存否応答拒否について検討する。

(2) 関係法令の規定について

行政手続法第8条第1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定している。

法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを不開示とすると規定している。ただし、同号ただし書きには「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」が、ロには「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」が、それぞれ不開示とする情報から除かれると規定している。

法第78条第1項第7号は、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると規定している。

法第81条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる規定している。

(3) 本件処分における不開示理由の提示について

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を不開示とする場合、不開示部分については行政手続法第8条第1項の規定に基づき理由提示義務が生ずる。

理由付記制度は、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものと解される。

実施機関は開示を遺漏したものではないと主張するが、審査請求人は保有個人情報開示請求書において「鑑文」等と明記しているのであつて、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときには、作成していない

等の理由を提示する義務が生ずるところ、実施機関は本件処分の当初から不開示とした理由を示すべきであった。

しかしながら、「弁明書により不開示とした理由が説明されていること」、「当該不開示理由には不合理な点は認められないこと」、「結果として文書の不存在により不開示であるため具体的に手続の保障を害したという事実がないこと」などを総合的に勘案した結果、そのことをもって本件処分を取り消すまでの必要性は生じないと判断した。

(4) 本件処分における存否応答拒否について

ア 正式な人事相談・調査依頼の性質をはじめ、本件処分に関して当審査会は実施機関に説明を求めたところ、おおむね次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人からの相談に基づく聞き取りの対象者は、特定部局及び当該部局に属する課の職員19名である。

(イ) 職員からの人事相談業務の流れは、ハラスメント被害等を訴える職員からの相談を、まずは人事課職員相談員が聞き、相談者に対して、関係者への聞き取り調査を希望するのか、又は人事課に把握しておいて欲しいだけなのかの意向を確認することから始まる。調査の意向がなければ、相談終了となる。ハラスメント等の人事相談は、全ての案件について、関係者への聞き取り調査を行うのではなく、人事課に把握してもらうだけでいい、というのが大半である。相談者に調査の意向があれば、関係者への聞き取り調査を実施し、相談者へ結果報告を行うという流れになる。本件における審査請求人を加害者とするハラスメントがあったと認められることについては、審査請求人が行った人事相談への対応の中で判明してきたことであり、正式な人事相談によるものとは性質を異にするものである。

(ウ) 今回、審査請求人が主張している公正職務専門主幹が口頭で伝えた内容は、あくまで聞き取り調査の中で判明し、必要最小限の情報を伝えたものであり、審査請求人からの相談業務の流れの中で生じた事象に過ぎず、人事相談扱いかどうかは全く別の話である。

イ 以下、実施機関の説明も踏まえ検討する。

(ア) 不開示情報該当性について

審査請求人は、正式な人事相談・調査依頼件数については統計データであって、個人情報に該当しないと主張する。

しかしながら、本件は、市全体における人事相談件数ではなく、ハラスメント加害者として審査請求人を特定した上での請求であること、また人事相談自体が限られた所属内での人間関係を起因とするものであることを鑑みると、存在するかどうかを含めた当該件数は単なる統計データとはいえ、審査請求人に関する情報であるとともに審査請求人以外の第三者に関する情報であることか

ら、法第78条第1項第2号に該当する不開示情報に該当すると認められる。

また同時に、加害者を特定した人事相談について、存在するかどうかを含め、その件数が開示されてしまう状況においては、今後相談希望者は、加害者に特定されることをおそれ、相談自体を躊躇してしまうことを否定できないことから、同項第7号に該当すると認められる。

これらのことから、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、不開示としたことは妥当であると判断した。

(イ) 口頭で伝えられた情報について

審査請求人は、すでに公正職務専門主幹から口頭によりハラスメントの加害者であることを伝えられているにも関わらず、事後の開示請求で正式な人事相談・調査依頼件数及び履歴が開示されないことについて不服があるとしている。

他方、実施機関の説明では、本件における審査請求人を加害者とするハラスメントがあったと認められることについては、審査請求人が行った人事相談への対応の中で判明してきたことであり、正式な人事相談によるものとは性質を異にするものであるとのことである。

人事相談業務の流れを鑑みると、実施機関の主張に不合理な点は認められないことから、審査請求人の主張は上記(ア)の判断に影響を及ぼすものではない。

3 その他

審査請求人は、その他種々意見を述べているが、これらの主張については当審査会で審議すべき対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件処分については結論において妥当とするものの、今後実施機関が開示決定等の通知を行う際には、請求内容に対して特定した文書を明示するとともに、当該文書について、不存在である場合又は不開示とする部分がある場合には、その理由を開示請求者が把握できるよう正確な記載に努められたい。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7年 7月 31日	諮問書の受理
令和 7年 9月 1日 (第88回審査会)	審 議
令和 7年11月13日 (第89回審査会)	審 議 実施機関への聞き取り
令和 8年 1月19日 (第90回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	上岡 勇介	弁護士
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会 長	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	人権擁護委員
	村上 凡子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

別表

項目	開示請求内容	決定内容	対象保有個人情報	不開示理由
1	私が特定年月日に人事相談を行ったハラスメント調査に関連する資料一式（特定年月日調査総括報告分まで）	部分開示	開示請求者が特定年月日に人事相談を行ったハラスメント調査に関連する対応記録（特定年月日対応分まで）	法第78条第1項第2号、第7号該当
2	私が特定年月日に人事相談を行ったハラスメント調査に関連する資料一式（特定年月日調査総括報告分まで）	部分開示	開示請求者が特定年月日に人事相談を行ったハラスメント調査に関連する対応記録（特定年月日対応分まで）	法第78条第1項第2号、第7号該当
3	特定年月日から特定年月日までの私の健康相談後の産業医から人事課への意見書など連携資料一式	不開示	—	不存在
4	私からのハラスメント被害者本人からの正式な人事相談・調査依頼件数及び履歴（匿名でっこうです）	不開示	—	法第81条該当（法第78条第1項第2号、第7号該当）
5	特定評価者から提出された私の行動記録含む人事評価関連書類一式と提出日時（令和6年10月22日和人号外の通知分）	部分開示	開示請求者の人事評価に関し、人事課に提出された能力評価表、業績評価表及び行動観察記録（令和6年10月22日付け和人号外通知分）	法第78条第1項第7号該当
6	特定年月日調査総括報告より前に行ったとされる鑑文含む市長報告関連資料一式と市長報告日時	部分開示	市長報告資料（特定年月日時分市長報告分）	法第78条第1項第2号、第7号該当

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第123号に係る答申第101号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の訂正請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和7年1月24日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求を行った。

2 開示の請求に対する実施機関の決定

令和7年2月21日、実施機関は、部分開示決定を行った。

3 訂正の請求

令和7年3月26日、審査請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、「特定年月日及び特定年月日までに人事相談を行ったハラスメント調査に関連する対応記録のうち、特定年月日時分から特定時分まで公正職務専門主幹室で行われた「(審査請求人)から聞き取り」」について、法第91条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、保有個人情報の訂正請求を行った。

4 訂正の請求に対する実施機関の決定

令和7年4月24日、実施機関は、事実には誤りがあるとは認められないとして、本件処分を行った。

5 審査請求

令和7年4月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

6 諮問

令和7年9月2日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 保有個人情報訂正請求書における訂正請求の趣旨及び理由

(1) 訂正請求の趣旨

私が記録している内容と齟齬がある旨、一式追加いただきたい。人事課相談員の記録に対して、訂正を要求するものではない。

あくまで、齟齬があるという私からの意見を書面として、本申請をそのまますべて

追加いただけるか。

(2) 訂正請求の理由

ア 私が記録している内容と齟齬があるため。

イ 資料のタイトルには「(審査請求人) から聞き取り」とあるが、内容からも見てとれるとおり、私への「聞き取り」は大まかに「(審査請求人) がハラスメントしていたがそれについてどう思うか?」というのと「誰がハラスメントを訴えたと思うか?」という質問しかなかったため。

人事課人事班長からも、チャットツールにより、特定年月日には「関係職員から聞いた話を総括したもの」と表現があるが、特定年月日時点では「聞き取り」と表現の変更があった。私は話の内容から「関係職員から聞いた話を総括し、これを持って公正職務専門主幹による調査の結論は出たもの」と認識している。

ウ 今回訂正する内容は、別の開示請求にて当該打ち合わせの音声データは不存在とされており、人事課相談員によるメモによって作成されたものと考えられ、必ずしも正確ではなく、齟齬が発生しうる性質の資料であるため。

2 審査請求書における主張

私は私の保有個人情報の訂正を依頼したのではなく、私の記録と齟齬がある事実を、丸ごと追加する依頼をしている。

別の開示請求から、音声データ等が存在せず、事実が確認できないため、訂正しないこととした理由にあるとおり、「誤りがあるとも認められない」のは承知しているが、絶対に正当と言える証拠もなく、齟齬が生じる性質のあるものと認識している。

そのため、私の記録と齟齬がある事実を追加いただきたい。

なお、もしも、音声データがあるならば開示請求時に開示依頼したにも関わらず開示されていないが、所管課はどのような手段で「事実には誤りがあるとは認められない」と断言できるのか、伺いたい。

3 反論書における主張

(1) 保有個人情報訂正請求書及び審査請求書に記載のとおり、私本人が開示請求し、開示決定に基づき開示された私の保有個人情報について、私が記録している内容と齟齬がある旨、一式追加いただきたい。

私の認識と齟齬があるという事実を書面として、申請をそのまますべて追加いただきたいとの請求である。

これは、法第90条第1項に規定された「当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。」によるものである。

弁明書の最後に、審査請求人本人の意見等を聴き取った際の記録とは別文書となる扱いとなるとあるが、同一会議の議事録に対し、私が開示決定に基づき開示を受けた、私の保有開示情報に対する齟齬があるという事実の追加を請求しているのが、これを別文書の扱いとする法令等客観的根拠を伴う理由を明示いただきたい。

文書は異なっても、同一案件の齟齬の事実を示すものなので、追加いただきたい。

- (2) 弁明書内「保有個人情報の訂正請求とは、行政機関における保有個人情報の内容に本人が事実でないと思科するときに自己情報をコントロールする権利を求めるものであって、その対象は誤りが認められる事実とされている」の根拠法令又は判例等、客観的根拠を提示いただけるか。

法には少なくともそういった記述は見当たらないように感じるが、私が見落としているのか。

本記録は、私本人が、私の保有個人情報として開示請求し、開示決定に基づき、私が開示を受けた、私の保有個人情報である。法第92条により利用目的達成に必要な範囲内で訂正（追加を含む）をしなければならないのではないのか。

客観的根拠が提示されない場合、弁明書の一文は、事実とは異なると思料している私に対し、私が開示請求し、開示決定を受けた、私の保有個人情報をコントロールする、私の権利を和歌山市が認めないと解釈できる。

これは法第3条「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」に反していないか。

本弁明書を含め、本件にかかる全般的な和歌山市の対応について、私の人格は、和歌山市からまったく尊重されていないと強く感じているが、これを覆すに足る、客観的根拠を明示いただきたい。

- (3) 職員相談記録の目的は、「本市職員等に対して寄せられる苦情又は相談内容に関して聞き取り調査等により事実確認を行い、状況改善又は問題解決を図る」とされている。

内容に齟齬があるという事実は、ハラスメント被害を相談した私からの意見と事実であるため、事実確認に加え、状況改善及び問題解決という目的達成を確実に達成するためには、重要な記録とし、公文書として記録すべきではないか。

特定年月時点で、私は、本文書の内容から、公正職務専門主幹及び人事課相談員によるパワーハラスメント調査時に発生したセカンドハラスメントで訴えている。

私から訴えているセカンドハラスメント被害状況と、齟齬があるという事実認識は、状況改善又は問題解決を図るという利用目的に必須と思われるが、異なるか。

- (4) 人事課相談員による発言及び、議事内容から、少なくともタイトルは「公正職務専門主幹から（審査請求人）への聞き取り」ではなく、私も「調査結果報告」と認識している。

「私へのハラスメントはなかった」と言い切っているし、私から齟齬を伝えても、公正職務専門監には聞き取る姿勢がないことは、会話のやり取りから読み取れると思う。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書における訂正しないこととした理由
開示した保有個人情報については、文書保有部署である人事課が、当時に発言した内容について概略を記録として残したもので、事実には誤りがあるとは認められない。
- 2 弁明書における主張

職員相談業務において個人情報を取得又は作成する目的については、本市職員等に対して寄せられる苦情又は相談内容に関して聴き取り調査等により事実確認を行い、状況改善又は問題解決を図るものである。また、当該目的を達成するため、その調査内容及び経過等の必要とする情報を相談業務に従事する職員が共有できるように要点を記録、蓄積し、保管することとしている。

本件において審査請求人が訂正を求める保有個人情報は、職場のハラスメントに対する審査請求人からあった人事相談に関し、関係者等から収集した情報を審査請求人に説明し、審査請求人本人の意見等を聴き取った際の記録（以下「本件相談記録」という。）であり、本件相談記録に関する録音データは取得しておらず、人事課職員相談員が記録した個人メモ等の内容に基づき、その概略を記載したものである。

ここで、保有個人情報の訂正請求とは、行政機関等における保有個人情報の内容に本人が事実でないと思料するときに自己情報をコントロールする権利を認めるものであって、その対象は誤りが認められる事実とされている。

本件相談記録は、音声記録から作成されたものでなく、また、審査請求人が音声記録を提出するものではないため、一言一句の事実確認を行うことはできないが、本件審査請求書に記載があるように審査請求人においても、その内容に誤りがあるという主張をしておらず、職員相談員のメモを基に作成した本件保有個人情報において、その内容に誤りがあると認めるに至らない。

また、審査請求人の主張する齟齬については、その有無の如何によらず、関係者間における事実関係の把握は現状の本件相談記録で行うことができることから、訂正請求に理由があるとは言えない。

なお、審査請求人は訂正請求書において、訂正を要求するものではなく、あくまで審査請求人の記録と齟齬があるため、審査請求人からの意見をそのまま全て本件相談記録に追加するよう求められているところ、上記のとおり訂正請求に対しては不訂正と決定したものであるが、訂正請求に係る文書及び審査請求に係る文書は、本件相談記録とは別文書という扱いとなるが、公文書として保存されることになることを申し添える。

第5 答申の理由

- 1 基本的な考え方について

法の目的は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

審査請求人は、開示請求により開示を受けた本件相談記録について、そのタイトル及び会話内容の一部の訂正（追加を含む。）を求める請求を行ったが、実施機関は、事実に誤りがあるとは認められないため訂正をしないとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不服があるとして、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件相談記録について

実施機関における職員相談業務の目的は、「実施機関職員等に対して寄せられる苦情又は相談内容に関して、状況改善又は問題解決を図るもの」であり、実施機関では、当該目的を達成するため、その調査内容及び経過等の必要とする情報を相談業務に従事する職員が共有できるよう要点を記録、蓄積し、保管することとしている。

本件相談記録は、審査請求人と相談業務に従事する職員である対応者（以下単に「対応者」という。）とのやりとりの議事録であり、構成としては、日時、タイトル、内容、場所、対応者がそれぞれ1行ずつ記載され、その後、審査請求人と対応者の会話内容が記載されている。

(3) 訂正請求に係る訂正義務について

法第90条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。」と規定している。

行政機関の長等は、法第90条第1項に基づく訂正請求があった場合、法第92条の規定により、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないとされている。

(4) タイトル部分についての検討

タイトルは「(審査請求人) から聴き取り」とされているところ、審査請求人は、「(審査請求人) へのハラスメント調査結果報告」と訂正することを求めている。

本件相談記録の内容より、対応者が審査請求人に対して、審査請求人からあった人事相談に関しての調査の結果報告を行ったことは認められる。しかしながら、審査請求人への聞き取りが行われたこともまた事実であり、本件相談記録のような公文書にタイトルを設定する場合におけるその要約や表現については、作成主体である実施機関の裁量に委ねられるところ、その記載に誤りがあると認めることはできない。

(5) 会話内容部分についての検討

職員相談業務の状況から鑑みると、本件相談記録の作成において審査請求人と対応者の会話内容を、一言一句、逐語的に記録することを目的としていないことについては不合理な点はない。

また、本件相談記録の作成過程における要約や表現については、作成主体である実施機関の裁量に基づくものであり、その記載内容が審査請求人の主張と相反する場合は格別、実際の会話内容と逐語的に一致しないとしても、そのことをもって本件相談記録の内容が事実でないとは認められるものではない。

当審査会では、審査請求人が訂正又は追加を求める7項目について、項目ごとに訂正の要否について検討を行ったが、いずれの要約や表現も実施機関の裁量の範囲から逸脱しているとはいえず、本件相談記録に記載された内容が事実と異なるとは認められなかった。

なお審査請求人は、訂正を要求するものではなく、審査請求人が記録している内容と齟齬があることを一式追加することを求めているが、法第90条第1項に基づく訂正請求があった場合における法第92条により行政機関の長等が負う訂正義務は、保有個人情報に訂正請求者の認識と齟齬がある場合に、齟齬がある旨を追加することについて無条件に生ずるものではなく、保有個人情報が事実でないことが判明した場合であって、訂正することが当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲である場合に生ずるものであることから、上述のとおり本件相談記録が事実と異なるとは認められない以上、訂正請求に理由があるとは認められない。

3 その他

審査請求人は、その他種々意見を述べているが、これらの主張については当審査会で審議すべき対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7年 9月 2日	諮問書の受理
令和 7年11月13日 (第89回審査会)	審 議
令和 8年 1月19日 (第90回審査会)	審 議
令和 8年 3月18日 (第91回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	上岡 勇介	弁護士
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会 長	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	人権擁護委員
	村上 凡子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書
令和7年度

令和8年6月発行

和歌山市総務局総務部総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1314 (直通)

FAX 073-425-0377